

6 議案第7号関係

おいらせ都市計画区域の指定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(1)おいらせ町手数料条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案			現行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
種類	単位	金額	種類	単位	金額
(40) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 開発区域面積が0.1ha未満の場合 8,600円 開発区域面積が0.1ha以上0.3ha未満の場合 22,000円 開発区域面積が0.3ha以上0.6ha未満の場合 43,000円 開発区域面積が0.6ha以上1.0ha未満の場合 86,000円 開発区域面積が1.0ha以上3.0ha未満の場合 130,000円 開発区域面積が3.0ha以上6.0ha未満の場合 170,000円 開発区域面積が6.0ha以上10.0ha未満の場合 220,000円 開発区域面積が10.0ha以上の場合 300,000円  主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開	(40) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 開発区域面積が0.1ha未満の場合 8,600円 開発区域面積が0.1ha以上0.3ha未満の場合 22,000円 開発区域面積が0.3ha以上0.6ha未満の場合 43,000円 開発区域面積が0.6ha以上1.0ha未満の場合 86,000円 開発区域面積が1.0ha以上3.0ha未満の場合 130,000円 開発区域面積が3.0ha以上6.0ha未満の場合 170,000円 開発区域面積が6.0ha以上10.0ha未満の場合 220,000円 開発区域面積が10.0ha以上の場合 300,000円  主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開

改 正 案		現 行	
	<p>発行為  開発区域面積が0.1ha未満の場合 13,000円  開発区域面積が0.1ha以上0.3ha未満の場合 30,000円  開発区域面積が0.3ha以上0.6ha未満の場合 65,000円  開発区域面積が0.6ha以上1.0ha未満の場合 120,000円  開発区域面積が1.0ha以上3.0ha未満の場合 200,000円  開発区域面積が3.0ha以上6.0ha未満の場合 270,000円  開発区域面積が6.0ha以上10.0ha未満の場合 340,000円  開発区域面積が10.0ha以上の場合 480,000円</p> <p>その他の開発行為  開発区域面積が0.1ha未満の場合 86,000円  開発区域面積が0.1ha以上0.3ha未満の場合 130,000円  開発区域面積が0.3ha以上0.6ha未満の場合 190,000円  開発区域面積が0.6ha以上1.0ha未満の場合 260,000円  開発区域面積が1.0ha</p>		<p>発行為  開発区域面積が0.1ha未満の場合 13,000円  開発区域面積が0.1ha以上0.3ha未満の場合 30,000円  開発区域面積が0.3ha以上0.6ha未満の場合 65,000円  開発区域面積が0.6ha以上1.0ha未満の場合 120,000円  開発区域面積が1.0ha以上3.0ha未満の場合 200,000円  開発区域面積が3.0ha以上6.0ha未満の場合 270,000円  開発区域面積が6.0ha以上10.0ha未満の場合 340,000円  開発区域面積が10.0ha以上の場合 480,000円</p> <p>その他の開発行為  開発区域面積が0.1ha未満の場合 86,000円  開発区域面積が0.1ha以上0.3ha未満の場合 130,000円  開発区域面積が0.3ha以上0.6ha未満の場合 190,000円  開発区域面積が0.6ha以上1.0ha未満の場合 260,000円  開発区域面積が1.0ha</p>

改 正 案			現 行		
		以上3.0ha未満の場合 390,000円 開発区域面積が3.0ha 以上6.0ha未満の場合 510,000円 開発区域面積が6.0ha 以上10.0ha未満の場 合 660,000円 開発区域面積が10.0h a以上の場合 870,00 0円			以上3.0ha未満の場合 390,000円 開発区域面積が3.0ha 以上6.0ha未満の場合 510,000円 開発区域面積が6.0ha 以上10.0ha未満の場 合 660,000円 開発区域面積が10.0h a以上の場合 870,00 0円
略			略		
(42) 都市計 画法第41条 第2項ただし 書の規定に 基づく建築 物の建築の 許可の申請 に対する審 査	<u>用途地域以外</u> における建築 物の特例許可 申請手数料	46,000円	(42) 都市計 画法第41条 第2項ただし 書の規定に 基づく建築 物の建築の 許可の申請 に対する審 査	<u>市街化調整区 域内等</u> におけ る建築物の特 例許可申請手 数料	46,000円
略			略		
(44) 都市計 画法第45条 の規定に基 づく開発許 可を受けた 地位の承継 の承認申請 に対する審 査	<u>開発許可を受 けた地位の承 継の承認申請 手数料</u>	<u>イ 承認を受けよう とする者が行おう とする開発行為 が、主として自己 の居住の用に供す る住宅の建築の用 に供する目的で行 うものである場合 1,700円</u> <u>ロ 承認を受けよう とする者が行おう とする開発行為 が、主として、住 宅以外の建築物で 自己の業務の用に 供するものの建築 又は自己の業務の</u>	(44) 都市計 画法第43条 第1項の規定 に基づく建 築等の許可 の申請に対 する審査	<u>開発許可を受 けない市街化 調整区域内の 土地における 建築等の許可 申請手数料</u>	<u>敷地の面積が0.1ha未 満の場合 6,900円</u> <u>敷地の面積が0.1ha以 上0.3ha未満の場合 18,000円</u> <u>敷地の面積が0.3ha以 上0.6ha未満の場合 39,000円</u> <u>敷地の面積が0.6ha以 上1.0ha未満の場合 69,000円</u> <u>敷地の面積が1.0ha以 上の場合 97,000円</u>
			(45) 都市計 画法第45条 の規定に基 づく開発許	<u>開発許可を受 けた地位の承 継の承認申請 手数料</u>	<u>イ 承認を受けよう とする者が行おう とする開発行為 が、主として自己</u>

改正案			現行		
		<p>用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1.0ha未満のものである場合 1,700円</p> <p>ハ 承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1.0ha以上のものである場合 2,700円</p> <p>ニ 承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、その他のものである場合 17,000円</p>	<p>可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査</p>		<p>の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うものである場合 1,700円</p> <p>ロ 承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1.0ha未満のものである場合 1,700円</p> <p>ハ 承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1.0ha以上のものである場合 2,700円</p> <p>ニ 承認を受けようとする者が行おうとする開発行為が、その他のものである場合</p>
(45) 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手数料	用紙1枚につき	470円		
(46) 建築基準法第49条の2に規定する特定用途制限地域内	特定用途制限地域内における特例許可申請手数料	敷地の面積が0.1ha未満の場合	6,900円	敷地の面積が0.1ha以上0.3ha未満の場合	18,000円

改正案			現行		
における特 例許可申請 に対する審 査		敷地の面積が0.3ha以上0.6ha未満の場合 39,000円			である場合 17,000円
		敷地の面積が0.6ha以上1.0ha未満の場合 69,000円	(46) 都市計 画法第47条 第5項の規定 に基づく開 発登録簿の 写しの交付	開発登録簿の 写しの交付手 続き 数料	用紙1枚につき 470円
		敷地の面積が1.0ha以上の場合 97,000円			

(2)おいらせ町公園条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案		現行	
別表第1 (第2条関係) (1) 都市公園		別表第1 (第2条関係) (1) 都市公園	
名称	位置	名称	位置
略		略	
<u>下田公園</u>	おいらせ町向山南・山崎・西後谷地・中平下長根山地内	<u>八戸北丘陵下田公園</u>	おいらせ町向山南・山崎・西後谷地・中平下長根山地内
別表第3 (第25条関係)		別表第3 (第25条関係)	
名称	公園の名称	名称	公園の名称
略		略	
下田公園テニスコート	<u>下田公園</u>	下田公園テニスコート	<u>八戸北丘陵下田公園</u>
下田公園野球場	<u>下田公園</u>	下田公園野球場	<u>八戸北丘陵下田公園</u>
下田公園多目的グラウンド	<u>下田公園</u>	下田公園多目的グラウンド	<u>八戸北丘陵下田公園</u>
下田公園キャンプ場	<u>下田公園</u>	下田公園キャンプ場	<u>八戸北丘陵下田公園</u>